

未熟児養育医療給付を申請される方へ

1 未熟児養育医療について

生まれたときの体重が2,000g以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費が軽減される公費負担制度です。

おむつ代、差額ベッド代など保険診療外の部分は対象外ですので、医療機関に支払いをしてください。

2 費用負担について

保 険 診 療 の 医 療 費 全 体	
2 割	8 割（保険負担）



養育医療では、この部分についての自己負担額（入院時食事療養費の標準負担額を含む）に相当する額を公費負担します。

「委任状」を提出していただくことによって、自己負担分がこども医療費助成の対象となりますので、結果的に自己負担なしで医療が受けられます。

3 申請手続きの流れ

- 書類を調べて提出してください。（必要書類・提出先は裏面参照）
↓
審査の後、給付承認・不承認が決定します。承認されると自宅に「養育医療券」が届きます。
- 自宅に届いた「養育医療券」を医療機関窓口に提示してください。
↓
- お子様が退院されたら、養育医療券を市に返送してください。

4 その他

申請をされたお宅には、市の保健師がご家庭に訪問し、体重測定をしたり子育てについてお話を伺ったりします。里帰り中の家庭訪問につきましては、ご相談ください。

また、退院後10日以内に医療機関から脱退連絡票が伊豆市に送付されます。

5 申請に必要な書類 ＊は市に用紙があります。

- ① 養育医療給付申請書 ＊
 - ② 世帯調書 ＊
 - ③ 養育医療意見書（指定医療機関で記載されたもの）
 - ④ 生まれたお子様の「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
（まだお手元にはない場合は加入予定の保護者の「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」）
 - ⑤ 委任状（印鑑）＊
 - ⑥ 所得税のわかる書類（お子様を除いた世帯全員分）
自己負担基準額を決定するために必要なので、前年（1月から6月に申請する場合は前々年）の1月1日時点の住所と併せて申請書にご記入ください。（市外の場合のみ）
- ※ 世帯とは住居と家計が同じ方をいいます。

6 問合せ先及び申請書提出先

○伊豆市役所 子育て支援課 電話番号：0558-72-9864
〒410-2413 伊豆市小立野 38-2

